

# 委託契約書（案）

委託業務の名称 看護師等業務従事者届集計業務  
委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税額 円)  
委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和7年3月21日  
契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

## （委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、別記「看護師等業務従事者届集計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

## （契約の保証）

- 第2条 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第1項の規定により、頭書の委託料の額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- 3 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- 4 契約保証金の減免については、乙に別途通知する。
- 5 契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第231条及び第233条による。

## （権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

## （再委託の禁止）

- 第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

## （委託業務実施状況の報告等）

- 第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

## （委託業務内容の変更等）

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、

甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内にその成果が契約に適合するかの検査を行い、当該検査結果を乙に通知するものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を前金払することができる。

5 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書を甲に提出するものとする。

6 甲は、前項の請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額を超えた場合には、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課

徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏名 福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住所 △ △ △  
氏名 △ △ △  
代表者 △ △ △ △ △ △ △

## 別記

### (特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業

者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければ

ばならない。

- 3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

## 看護師等業務従事者届集計業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が△△△（以下「乙」という。）に委託する、看護師等業務従事者届集計業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務の内容

#### 調査票の集計業務

#### (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師に係る就業状況調査

##### ア 集計に用いる調査票

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届（別紙）、（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届データ（Microsoft Office Excel）

※（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届データについては、令和7年1月16日以降、甲から乙に提供予定。

##### イ 項目 4種×16項目

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス
- ⑥ 免許の種別
- ⑦ 主たる業務
- ⑧ 業務に従事する場所
- ⑨ 雇用形態
- ⑩ 常勤換算
- ⑪ 従事期間
- ⑫ 特定行為研修の修了状況
- ⑬ 就業年数
- ⑭ 転職・再就業の際に利用した機関等
- ⑮ ナースセンターの利用について
- ⑯ 県外就業地からの移動の有無

##### ウ 集計数 26,000件（予定数）

##### エ 集計作表数 41表（集計表一覧参照）

- ① 就業届出状況、就業場所別
- ② 就業届出看護職員の年齢構成
- ③ 付表（第1表～第33表）
- ④ 衛生行政報告例（第43表～第47の2）

##### オ ウ記載の件数の届出票について、下記の項目を網羅した保健所別（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市）でのデータベースの作成

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日

- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス
- ⑥ 免許の種別（登録番号及び登録年月日は除く）
- ⑦ 主たる業務
- ⑧ 業務に従事する場所
- ⑨ 雇用形態
- ⑩ 常勤換算
- ⑪ 従事期間
- ⑫ 特定行為研修の修了状況
- ⑬ 就業年数
- ⑭ 転職・再就業の際に利用した機関等
- ⑮ ナースセンターの利用について
- ⑯ 県外就業地からの移動の有無

(2) 歯科衛生士、歯科技工士に係る就業状況調査

ア 集計に用いる調査票

歯科衛生士業務従事者届、歯科技工士業務従事者届（別紙）、歯科衛生士業務従事者届データ、歯科技工士業務従事者届データ（Microsoft Office Excel）

※歯科衛生士業務従事者届データ、歯科技工士業務従事者届データについては令和7年1月16日以降、甲から乙に提供予定。

イ 項目 2種×6項目

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 年齢
- ④ 住所
- ⑤ 名簿登録
- ⑥ 業務に従事する場所

ウ 集計数 3,000件（予定数）

エ 集計作表数 2表（集計表一覧参照）

衛生行政報告例（第39表～第40表）

3 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- (3) 実績報告書（別記第3号様式）

委託契約書第10条第1項に定める実績報告書については別記第3号様式のとおりとし、委託期間終了後甲が別途指示する日までに提出すること。

- (4) その他甲が必要と認める書類

4 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員等就業届出状況（集計表） 1部
- (2) 保健所別データベース（（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届のみ）

各1部

※上記(1)～(2)については、電子データ(データ形式はMicrosoft Office Excel 2016)でも納品すること。

(3) 納入場所は福島県保健福祉部医療人材対策室とする。

#### 5 業務上の留意事項

(1) 本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

(2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 届出票は医療人材対策室に提出されるため、甲が指定した日時に医療人材対策室にて、届出票の引き渡しが必要となる(週2回程度)。なお、届出票においては個人情報取り扱いに留意すること。

#### 6 委託事業により発生した収益の取扱い

委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

#### 7 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第12条第1項第4号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(別記第6号様式)

(2) 役員一覧(別記第7号様式)

#### 8 その他

委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

- 記
- 業務名 看護師等業務従事者届集計業務
  - 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
  - 委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 所在地  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

- 1 業務名 看護師等業務従事者届集計業務
- 2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

別記第3号様式（仕様書3（3）関係）

## 実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

受託者 所在地  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した看護師等業務従事者届集計業務は、下記のとおり実施しましたのでその実績を報告します。

記

- 1 成果品（別添のとおり）
- 2 収支決算書
- 3 （その他必要書類）

請 求 書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

受託者 所在地  
名称  
代表者の職 氏名 印

令和 年 月 日付で締結した看護師等業務従事者届集計業務の委託料について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

契約額	円
実績額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

2 振込先

金融機関名  
預金種別  
口座番号  
名義人

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為
- 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名

実印

